

立命館大学発明規程

1992年3月27日
規程第253号

(目的)

第1条 本規程は、立命館大学の教職員が業務上行った発明の取扱いについて定める。

(定義)

第2条 本規程において、「発明」とは、特許権の対象となる発明をいう。

2 本規程において、「職務発明」とは、その性質上、本学の業務範囲に属し、かつ、その発明などをするに至った行為が本学における当該教職員の現在または過去の職務に属する発明をいう。

3 本規程において、「教職員」とは、次に定めるものをいう。

- (1) 本学の専任教職員、任期制教員、特別契約教員、特別招聘教員、ポストドクトラルフェローなど、本学と雇用関係にあるもの
- (2) 本学の客員教授、客員研究員などで、かつ本発明規程を遵守する旨の契約がなされているもの
- (3) その他、本発明規程を遵守する旨の契約がなされているもの

(特許を受ける権利の帰属)

第3条 職務発明について、特許を受ける権利は、学校法人立命館が承継する。

2 職務発明に当たらない場合において、特許を受ける権利は、発明者に帰属する。ただし、発明者が譲渡を申し出たときは、学校法人立命館が承継することができる。

3 職務発明に該当するが学校法人立命館が特許を受ける権利を承継しないと決定した場合において、特許を受ける権利は、発明者に帰属する。

(発明の届け出)

第4条 特許法第2条に掲げる発明が、業務上生じた場合には、本学の教職員は速やかに発明届を産学官連携戦略本部長に提出しなければならない。

(発明委員会)

第5条 発明に関する事項を審議するため、発明委員会をおく。

2 発明委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 産学官連携戦略本部長
 - (2) 産学官連携戦略本部副本部長
 - (3) 研究部長
 - (4) 研究部副部長
 - (5) その他総長の委嘱する委員
- 3 委員長は産学官連携戦略本部長がこれにあたる。産学官連携戦略本部長に事故あるときは産学官連携戦略副本部長が代行する。また、前項(5)にかかる委員は、必要に応じ、学内・外から若干名を選考のうえ総長が委嘱する。

4 本条3項に定めるもののほか、委員会が必要と認める場合には、専門委員をおくことができる。

第6条 削除

第7条 削除

(発明の審査)

第8条 発明届が提出された場合、発明委員会は、職務発明か否かを決定、および発明考案等の特許性並びに市場性の評価を行う。

2 職務発明であると判断した場合、前項における発明委員会の審査結果に基づき、学校法人立命館が特許を受ける権利を承継するか否かを研究担当の理事が決定する。

3 職務発明でないと判断した場合に、発明を行った教職員より特許を受ける権利を譲渡する申し出があったときは、研究担当の理事が当該発明について特許を受ける権利を承継するか否かを決定する。

4 当該発明について行った決定については、速やかに発明者に通知する。

第8条の2 第8条第1項に定める職務発明か否かの決定においては、本学が支給または管理する資金を使用して行った研究、または本学の施設または設備などの資源を利用して行った研究の結果生じた発明を、職務発明として取り扱う。

(譲渡書の提出)

第9条 学校法人立命館が特許を受ける権利を承継すると決定した場合には、発明者は別に定める権利譲渡書およびその他必要な書類を産学官連携戦略本部長に提出しなければならない。

(譲渡の制限)

第10条 本学の教職員が、特許を受ける権利を学校法人立命館以外の第三者に譲渡しようとする場合、第8条に定める決定がなされる以前に、これを行ってはならない。

(特許等の出願)

第11条 研究担当の理事が特許を受ける権利を承継することを決定した場合、産学官連携戦略本部は遅滞なく特許の出願に必要な手続きを行う。

2 本学ならびに本学の教職員は、第8条に定める決定以前に特許出願を行ってはならない。ただし、第4条の届け出のうち、緊急に特許出願を行うべきと産学官連携戦略本部長が判断した場合は、この限りではない。

(緊急の出願費用と権利の承継)

第12条 前条第2項に定める特許出願があった場合に、発明委員会が職務発明と判断したときは、学校法人立命館が出願に関するすべての費用を負担して、出願に基づく権利を承継する。

(補償金)

第13条 学校法人立命館は、以下の基準にもとづく補償金を本学の教職員に支払う。

(1) 特許を受ける権利の譲渡を受けて、特許出願した場合、1件につき5,000円

- (2) 譲渡された特許を受ける権利により特許権を付与された場合、1件につき 10,000 円
- (3) 学校法人立命館が取得した特許権または特許を受ける権利を譲渡し、または実施許諾することにより学校法人立命館が収入を得た場合、その収入から当該特許の出願その他のに要した費用を差し引いた残額の 50%

(不服の申立て)

第 14 条 第 8 条に定める決定に不服のあるときは、発明者は通知を受けた日より 1 ヶ月以内に発明委員会に対し不服の申立てを行うことができる。

- 2 不服の申立てが提出されたときは、発明委員会は不服申立ての当否を判断し、その結果を不服申立て者に通知する。

(共同発明)

第 15 条 複数の教職員による発明である場合には、第 13 条に定める補償金は、共同発明者間で合意した割合に応じて支払う。

- 2 学外共同研究における学外者との共同発明である場合には、第 13 条に定める補償金は、本学と共同研究の相手である学外機関の持分割合に応じて、本学教職員に支払う。

(退職後の補償金の支払い)

第 16 条 第 13 条に定める補償金は、当該教職員が本学を退職した後もこれを支払う。ただし、当該教職員が連絡先等を通知せず、補償金を支払うことができない場合はこの限りでない。

(その他の産業財産権)

第 17 条 本規程は、特許権のほか、実用新案法に基づく実用新案権、意匠法に基づく意匠権、種苗法に基づく育成者権についてもこれを準用する。

- 2 本規程は、外国の産業財産権を対象とする場合にもこれを準用する。

(守秘義務)

第 18 条 発明の取扱いに携わる者は、発明の内容等の事項について、必要な期間秘密を守らなければならない。

第 19 条 削除

(規程の改廃)

第 20 条 本規程の改廃は、常任理事会の議を経て大学協議会で行う。

附 則

この規程は、1992 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1998 年 6 月 12 日技術評価委員会の設置に伴う規程の一部変更)

この規程は、1998 年 6 月 12 日から施行する。

附 則(2001 年 11 月 30 日研究部副部長の発足、所管事務局の変更等に伴う一部改正)

この規程は、2001 年 11 月 30 日から施行する。

附 則(2003 年 7 月 17 日事務局の変更に伴う一部改正)

この規程は、2003 年 7 月 17 日から施行し、2003 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(2004年3月25日職務発明の範囲の見直し、対象の拡大、知的財産本部の設置、発明者への補償金の見直し等に伴う一部改正)

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則(2006年4月1日機構改革に伴う一部改正)

この規程は、2006年7月28日より施行し、2006年4月1日から適用する。

附 則(2007年3月23日学校教育法の一部を改正する法律等にともなう一部変更)

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則(2008年10月24日事務分掌の規定方法の変更に伴う一部改正)

この規程は、2008年10月24日から施行する。

附 則(2009年3月25日知的財産本部の廃止、産学官連携戦略本部の設置、発明委員会の構成変更、事務分掌の規定方法変更に伴う一部改正)

この規程は、2008年10月1日から適用する。

(ワープロ表示)

年 月 日

学校法人立命館総長

殿

学部

発明届

下記の発明をしましたので、「立命館大学発明規程」に基づき届出ます。

記

1 発明の名称

2 発明に使用した研究費

使用した研究経費	研究経費総額	発明に要した金額	使用年度
大学支出金			
奨学寄附金			
学外共同研究費			
受託研究経費			
文部科学省科学研究費			
私費			
その他			
合計			

3 使用した研究施設および設備

4 権利の帰属に関する発明者の所見

5 共同研究発明者

本学の共同発明者	
本学以外の共同発明者	

6 その他の参考事項

7 発明の概要

年 月 日

学校法人立命館総長

殿

学部

権利譲渡書

発明委員会で職務発明と判断された下記発明に係る権利については、「立命館大学発明規程」に基づき、学校法人立命館に譲渡することを申し出ます。

記

- 1 発明の名称
- 2 譲渡する権利
- 3 関係書類(別紙添付)